

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年3月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年3月16日（火）午後1時15分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

障害福祉課 片桐課長、渡邊主事
 高齢者福祉課 篠田課長、栗原保健師

3 件名

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種における移動支援事業について（その2）

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・65歳以上に限定した理由は。
 →ワクチン接種が65歳以上の高齢者に優先的に実施されるため。なお、ワクチン接種の対象が65歳未満に拡大される際は、対象年齢における要介護2以上または重度心身障がい者等への移動支援について検討する。
- ・重度心身障がい者等の360人には、要介護2以上が含まれるか。
 →含まれない。
- ・重度心身障がい者等の「等」とは。
 →重度心身障がい者である身体障害者手帳1・2級、療育手帳④からAの2、精神障害者保健福祉手帳1級を除いた「視覚障害・下肢障害・体幹障害3級」を指す。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 障害福祉課・高齢者福祉課

件名	新型コロナウイルスワクチン接種における移動支援事業について(その2)							
現状・課題	3月11日の行政経営戦略会議において、介護の必要性から捉えた移動支援の対象者(65歳以上かつ要介護2以上)に対し、移動手段の確保が決定された。しかし、普段から移動に何らかの支援が必要な者として、障がい福祉の視点から重度心身障がい者等の移動手段の確保もワクチン接種における課題と考えられる。							
付議事案	目的	本事業は、新型コロナウイルス感染症で重症化・死亡のリスクが高い高齢者におけるワクチン接種を推進するため、移動に何らかの支援を必要とする人に対してタクシー券を交付し、医療機関までの移動手段を確保することを目的とする。						
	対応方針	新型コロナウイルスワクチンが2回接種のため、対象者に自宅と医療機関の往復分となる4枚のタクシー無料券を交付する。 既に移動支援を決定した65歳以上かつ要介護2以上の者に加えて、以下の者を移動支援の対象に加える。 [対象者] 65歳以上かつ重度心身障がい者等 [実施期間] 令和3年度中で、高齢者のワクチン接種が優先的に実施されている時期						
論点(決定を要する事項)	・事業実施の可否 ・対象者の要件について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	・今後、ワクチン接種の対象が広がった際の65歳未満で要介護2以上の人や障がいのある人への対応を検討する必要があるのではないか							
スケジュール	3月17日 補正予算上程 4月以降～ タクシー券申請受付開始							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無		
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	議会(R3.3.17)		広報・HP等	有		
	市民参加	無			広報、HP、ケアマネージャー、相談支援事業所			
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (R3.3.17 まで)							
参考情報	関係法令等							
	関係課	健康課						
	事業費	1,857千円(特定財源 1,857千円)						
	カテゴリー	年代	高齢者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

新型コロナウイルスワクチン接種における移動支援事業

I 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症で重症化・死亡のリスクが高い高齢者において、ワクチン接種を推進するため、移動に何らかの支援を必要とする人に対しタクシー券を交付するものである。

II 対象者（対象追加後）

65歳以上の市民であって、要介護2以上の者又は重度心身障がい者等(※) 1,612人

[内訳] 要介護2以上の者：1,252人 重度心身障がい者等：360人

(事業実施期間中に対象者要件に該当した場合は、申請可能とする。)

※重度心身障がい者等・・・身体障害者手帳1・2級、視覚障害・下肢障害・体幹障害3級、療育手帳①からAの2、精神障害者保健福祉手帳1級

III 時期

令和3年度中で、高齢者のワクチン接種が優先的に実施されている時期

IV 事業内容

新型コロナウイルスワクチンが2回接種のため、対象者に自宅と医療機関の往復分となる4枚のタクシー無料券を交付する。

[タクシー券の利用条件]

- ・市が指定した移送事業者である
- ・同乗者がいても使用可とする

V タクシー券の申請・利用方法

タクシー券交付方法

①申請書提出



◆代理申請可

②身分確認



要介護2以上の者

◆要介護認定度確認

◆身分確認

重度心身障がい者

◆身体障害者手帳

◆療育手帳

◆精神障害者保健福祉手帳

③タクシー券交付



◆窓口発行

※接種会場にて接種不適と判断されるなど、タクシー券を追加交付する場合も同様の手続

タクシー券利用方法

①ワクチン予約



◆コールセンターで
ワクチン予約

②タクシー予約



◆タクシー会社で
タクシー予約

③タクシー乗車



◆タクシー券で
医療機関へ

復路は②⇒③で医療機関から自宅へ

VI 周知

ケアマネージャー、相談支援事業所への周知メール、市広報、市ホームページ等

VII 予算

移送事業者業務委託費 1,848 千円＋タクシー券作成費 9 千円 =総事業費 1,857 千円

【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種における移動支援

項目	3/11行政経営戦略会議決定事項	3/16行政経営戦略会議対象者追加後
対象者	65歳以上かつ要介護2以上の市民	65歳以上の市民で、要介護2以上の者又は重度心身障がい者等※ ※重度心身障がい者等…身体障害者手帳1・2級、視覚障害・下肢障害・体幹障害3級、療育手帳④からAの2、精神障害者保健福祉手帳1級
対象者数	1,252人	1,612人 (内訳) 要介護2以上：1,252人 重度心身障がい者等：360人
タクシー券 交付の際の 身分確認	・要介護認定度確認 ・身分確認	要介護2以上：要介護認定度確認、身分確認 重度心身障がい者等：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
タクシー業者	市内5事業者と市外2事業者 計7事業者 うち、介護タクシー市内3事業者・市外2事業者	市内5事業者と市外2事業者 計7事業者 うち、介護タクシー市内3事業者・市外2事業者 ※タクシー券対象事業者のほか、福祉有償運送5事業者 うち、2事業者が障害者対象
周知方法	ケアマネージャーへの周知メール、市広報、市ホームページ等	ケアマネージャー・相談支援事業所への周知メール、市広報、市ホームページ等